

陳情第60号	受理年月日	令和3年11月26日
付託委員会	建設建築委員会	
件名	市議会本会議における市の虚偽答弁についての経緯説明並びに陳謝について	
要旨	<p>令和3年9月定例会の9月10日の本会議一般質問において、日野雄二議員が質問した市街化区域を市街化調整区域に見直した場合の税収減に対する見解に対し、建築都市局長は、区域区分の見直しにより資産価値が低下した場合の固定資産税の減収や、都市計画税が課税されなくなることによる税収減はいずれも否定できないが、対象地の将来の地価変動などを把握できず、固定資産税の評価ができないことから、税収にどの程度の影響を及ぼすかを見込むことは難しいと答弁した。</p> <p>しかし、私が北九州市情報公開条例に基づいて入手した令和元年12月9日付の「区域区分見直し（逆線引き）に伴う固定資産税等の減収について」（八幡東区と市全体）には、試算の根拠と結果が明記されている。</p> <p>その試算によると、八幡東区（292ヘクタール、5,400棟）では、固定資産税933万6,000円、都市計画税7,027万3,000円、合計7,960万9,000円、市全体（1,500ヘクタール、22,000棟）では、固定資産税4,802万5,000円、都市計画税3億1,063万4,000円、合計3億5,865万9,000円の減収になるとされている。</p> <p>区域区分見直しは、2次選定候補地の35,200人と93万市民全員に大きな影響を与えるものである。市税収の激減は市政運営上の重大問題であるにもかかわらず、市執行部は本会議において、議員の質問に対して明らかに虚偽答弁をしている。市執行部の虚偽答弁は許されない。</p> <p>このような行為は、日本国憲法第93条及び地方自治法第89条に基づいて設置された地方公共団体の議事機関である本市議会を冒とくし、その審議機能を形骸化し、市議会議員と市民を欺く暴挙である。</p> <p>ついては、本市議会は、与えられた権威及びこれまでの業績を毀損せず、市民をはじめ、日本国民、政府、他の地方公共団体及び社会の、本市議会に対する信用と信頼を失墜させることがないようにするため、速</p>	

やかに、本会議において市長が虚偽答弁の経緯を明らかにし、本市議会及び日野雄二議員並びに93万市民に陳謝するよう措置されたい。